

## 公益社団法人霧島市シルバー人材センター情報公開運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益社団法人霧島市シルバー人材センター情報公開要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示申出書)

第2条 要綱第6条第1項に規定する開示申出書は、対象文書開示申出書（別記第1号様式）とする。

(開示決定等の通知)

第3条 要綱第10条第1項の別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求めることができる開示の実施の方法
  - (2) 開示（写の送付の方法による開示を除く。）を実施する日時及び場所
  - (3) 開示の実施の方法等の申し出に関する事項
- 2 要綱第10条第1項の書面は、開示申出に係る対象文書の全部を開示する旨の決定をした場合にあつては対象文書全部開示決定通知書（別記第2号様式）、開示申出に係る対象文書の一部を開示する旨の決定をした場合にあつては対象文書一部開示決定通知書（別記第3号様式）とする。
- 3 要綱第10条第2項の書面は、対象文書不開示決定通知書（別記第4号様式）とする。

(開示決定等期間延長通知書)

第4条 要綱第11条第2項の書面は、開示決定等期間延長通知書（別記第5号様式）とする。

(開示決定等期限特例適用通知書)

第5条 要綱第12条の書面は、開示決定等期限特例適用通知書（別記第6号様式）とする。

(意見書提出機会付与の通知等)

第6条 要綱第13条第1項に規定する通知は、意見書提出機会付与通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

- 2 要綱第13条第2項の書面は、開示決定に係る通知書（別記第8号様式）とする。

(開示の実施方法等)

第7条 要綱第14条第1項の別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、センターが適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ又はビデオテープ

当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付

(2) その他の電磁的記録

当該電磁的記録をセンターが保有する専用機器を使用して用紙に出力したものの閲覧若しくは交付

- 2 要綱第14条第1項による開示は、センターが指定する日時及び場所において行うものとする。

(開示の実施方法等の申出)

第8条 要綱第14条第2項の別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る対象文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 写しの送付の希望の有無

- 2 要綱第14条第2項の規定による申出は、開示実施方法等申出書（別記第9号様式）により行うものとする。
- 3 要綱第6条第1項に規定する開示申出書にその求める開示の実施の方法等が記載されているときは、別に申出がない限り、当該記載をもって、要綱第14条第2項の規定による申出とみなす。

(更なる開示の申出)

第9条 要綱第14条第4項の規定による申出は、更なる開示申出書（別記第10号様式）により行うものとする。

- 2 前項の場合において、既に開示を受けた対象文書につきとられた開示の実施の方法と同一の方法を当該対象文書について求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用の額等)

第10条 要綱第16条の別に定める費用の負担は、別表のとおりとする。

- 2 要綱第16条に規定する費用のうち、前項に規定する方法以外の方法により開示を受けたときに負担すべき費用の額は、当該対象文書の写しの交付又は開示の実施に要する費用の額とする。
- 3 対象文書の写しの送付を求める者は、郵送料を納付しなければならない。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付するものとする。
- 4 前3号に掲げる費用は、前納しなければならない。

(雑則)

第11条 この要領に定めるほか対象文書の開示の実施に関し必要な事項は、別に定める公益社団法人霧島市シルバー人材センター理事会で検討を行った上で実施するものとする。

附則

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表（第10条関係）

対象文書の種別	開示の実施の方法	金額
1 文書又は図面	複写機により複写したもの（単色刷りで、日本工業規格A列3番（以下「A3番」という。）以下のものに限る。）の交付	1枚につき 20円
2 録音テープ	録音カセットテープに複写したものの交付	1枚につき 600円
3 ビデオテープ	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1枚につき 700円
4 電磁的記録（2の項又は3の項に該当するものを除く。）	用紙に出力したもの（単色刷りで、A3番以下のものに限る。）の交付	1枚につき 20円

注 両面印刷とするときは、片面を1枚として額を算定する。